



Title	引用歌から読み解く『古今集』古注：「富士の煙」不断説を例に
Author(s)	佐々木, 朝子
Citation	国語国文研究, 151, 60-71
Issue Date	2018-06-11
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/89736">http://hdl.handle.net/2115/89736</a>
Type	article
File Information	Kokugokokubunkenkyu_151_60-71.pdf



[Instructions for use](#)

# 引用歌から読み解く『古今集』古注

——「富士の煙」不断説を例に——

佐々木 朝子

## はじめに

中世の歌学は、具体的な証拠を用いて論じる方法から、相伝中心のありかたへと変遷した。浅田徹氏は、中世の歌学が辿った経過について、院政期には「実証的な研究が飛躍的に前進した」が、歌道家の確立に伴って「歌道家相伝の「家の証本」と「家説」とが——それらの価値はすでに客観的実証の埒外にある——歌壇の秩序の象徴になる」と説明する。では、具体的な証拠に基づく考証から相伝の権威に基づくありかたへ、という論述方法の変遷を実態に即して明らかにすることが、次の課題となろう。

ただし、相伝に基づく注は師資の口伝を前提としており、共有されていた知識や情報の全てが注文に記されているわけではないため、論述過程を追うのが難しい場合も少なくない。そこで、稿者は注本文に引用された和歌に注目したいと考えている。引用された和

歌は、本歌取などの詠歌技法上の指摘、参考となる類例、考証のための先例（証歌）などの機能を背負っているが、これらは相伝の権威に関わるというよりは、論述を支える具体的な証拠といえよう。その一方で、相伝に基づく注では一般的に具体的な証拠の引用が少なくなるが、和歌は比較的引用される傾向にある。とすると、引用された和歌は、注を論述方法から読み解く突破口となりえるのではなかろうか。

本稿では一例として、二条家説の証歌として多くの古注を通じて挙げられていた和泉式部歌と、その背景にある行論について取り上げる。よく知られるように、歌道家としての地位を確立した藤原為家の子孫は、嫡流の二条家と庶流の京極家・冷泉家に分かれ、勅撰和歌集の撰者や領地に関する熾烈な争いを繰り広げていた。歌学上の最大の対立点としては、次の『古今集』仮名序の一節への解釈の相違が知られている。

今は富士の山も煙た、ずなり、長柄の橋も造るなりと聞く人は、

歌にのみぞ心をなぐさめける。

右の「た、ずなり」について、二条家は「断たずなり」を宛て「噴煙は絶えない」と解する不断説を主張し、庶流は「立たずなり」を宛て「噴煙は立たない」と解する不立説を主張していた。現代では、昔と今との対比を行う文脈との整合性という点から、不断説は否定されている。中世の古注においても、不断説を説く注の中には、「今は」の文脈を詳述したり（『六卷抄』巻一裏書<sup>2</sup>）、不断説の不自然さを認めた上で論を展開したり（『古今秘聴抄』<sup>3</sup>）するものが見られ、やはり文脈上の不自然さが大きな課題となっていたことが窺える。

そして、多くの古注では、不断説の証歌として次の和歌がたびたび提示されていた。

さびしさに煙をだにもたたじとて柴折りくぶる冬の山里

（『後拾遺集』冬・三九〇・和泉式部）

この和泉式部歌は中世から近世初期にかけて多くの歌書で引用されており、ほとんど和歌が引用されない注であっても掲出されていた。ところが、旧注の嚆矢である『古今余材抄』<sup>4</sup>によって、和泉式部歌の「たつ」は他動詞である点で仮名序の場合とは異なり、「たたずなり」を「絶えない」と解する類似にはならないことが指摘されたため、以後はほぼ引用されなくなった。実証主義の進展によって用例を吟味する精度が上がった一例と言える一方、古注では誤った論証が無批判に受け入れられていたかのように見える。しかし、実態を明らかにするためには、古注に即してその論理展開を追う必要がある。

## 一 実態

不断説の証歌として和泉式部歌を掲出する、主要な中世の古注は次表の通りである。便宜のため、大まかな成立年代順に配列し、更に庶流と最も激しく対立していた為世の説との関係で三分した。また、「二条家断絶後の説」に立項した古注は独自の記述がなされているものに限定し、先行注釈書からの引用としい場合を避けた。<sup>5</sup>

二条家説（為世らの説の間書）	行乗筆、二条為世とその弟定為からの相伝をまとめたもの
『六卷抄』	元盛筆、定為からの間書をまとめたもの（以下『秘聴抄』）
『古今秘聴抄』	為世孫、二条為忠の自筆注釈書（以下『為忠注』）
二条家説（為世子孫関連）	為世孫、二条為重筆本あり（以下『略抄』）
『二条為忠古今集序注』	為世孫、二条為忠の自筆注釈書（以下『為忠注』）
『古今集略抄』	為世孫、二条為重筆本あり（以下『略抄』）
二条家断絶後の説	
『破窓不出書』	四辻宮家か、応永二四年の本奥書あり
『古今童蒙抄』	一条兼良著（以下『童蒙抄』）
『古今抄延五記』	一条流の堯惠著、『六卷抄』に基づく
『古今和歌集東家極秘』	東家流の伝授を集成したもの（以下、『東家極秘』）
『蓮心院殿説古今集註』	飛鳥井家説に基づく（以下、『蓮心院殿説』）
『古今栄雅抄』	飛鳥井家説に基づく

表からは、為世もしくはその弟である定為が和泉式部歌を証歌として挙げていたこと、また、為忠ら孫の代でも用いられ続けていたことがわかる。そして、二条家が断絶した後までも二条家外の人々によって言及されていることからすると、不断説の証歌として広く知られていたことがうかがえよう。和泉式部歌は、不断説に欠かさない証歌であったといえる。

ただし、二条家断絶後の説における和泉式部歌は、実のところ二条家説を要約する文脈の中で言及されるに過ぎず、注の最終的な結論に寄与していない場合が少なくない。例えば『童蒙抄』には次のようにある。

た、ずなりの詞につきて不立不断の二の心あり。二条家に為世卿の流には不断の義を執す。けぶりの断は禁忌なるうへ、和泉式部が哥に「さひしさに煙をたにもた、しとて柴折くぶる冬山里」とあり。「た、じ」は不断の心なれば「た、ずなり」と云心同といへり。…(不立説、中略)…両説すてがたしといへども、不立の心は猶すぐれたるに似たり。た、し又人の好む所にしたがふべし。

本文は、対立する二説をそれぞれ根拠とともに要約した後、著者の結論が述べられる構成となっている。和泉式部歌の証歌としての有効性をはっきりと否定するわけではないが、注全体の結論は明らかに不立説に傾いている。和泉式部歌は最終的な結論には影響を与えておらず、証歌として機能しているのはあくまでも二条家の主張の中でのみ、ということになろう。本文は挙げないが、『東家極秘』『蓮心院殿説』でも、和泉式部歌は二条家説の要約の中にあり、注全

体の結論には寄与していない。

そして、『童蒙抄』『東家極秘』『蓮心院殿説』は、例えば『童蒙抄』の結語(「た、し又人の好む所にしたがふべし」)のように、両説の当否に直接評価を下すことを避ける傾向にある。このような傾向が生じたのは、たとえ歌学上の対立であったとしても、二条家と庶流の対立が後継争いに端を発したためではなからうか。仮名序「煙たたずなり」についての論争は『延慶両卿訴陳状』でも言及されており、為家の後継・勅撰和歌集の撰者の座を巡る相論のトピックの一つであった。『童蒙抄』著者の一条兼良や東家、飛鳥井家といった御子左家の相継争いの当事者ではない歌人は、特定の歌道家を支持することになりかねない問題からは距離を置かざるをえなかったのではなからうか。

御子左家以外の人による二条家断絶後に著された多くの注が、不断不立の論争から距離を置き、両説の要約に努めていたとすると、二条家説の証歌として和泉式部歌が挙げられ続けたのは、和泉式部歌が不断説の根拠として有効であると考えられていたからというよりは、二条家が家説を主張するにあたって重要な扱いをしていたためと考えられる。とすると、注目すべきなのは、論争の当事者であった二条家の主張内容であろう。

## 二 二条家内における和泉式部歌の扱い

二条家では、和泉式部歌をどのように扱っていたのであろうか。前節の一覧表で「二条家説」として整理した四種の注から洗い出し

てみたい。まず、『秘聴抄』と『略抄』については次の通りである。

『秘聴抄』

た、ずなりとはたやさずなりといふ詞也。

「さびしさにけぶりをだにもた、じとしてしばおろくぶる冬の山ざと」、和泉式部よめるごとし。た、ずなりは不断となりたるといふ心なり。

『略抄』

「煙た、ず」は「たえぬ」なり、不断也、「煙をだにもた、じとて」の心なりと云々、

これらは、仮名序「煙た、ずなり」の近似例として和泉式部歌を引き合いに出している。確かに、和泉式部歌は煙について「た、じ」を用いており、仮名序の文言にかなり近い印象がある。和泉式部歌は、不断説に「言語表現としての成立可能性」があると示すための例証として引かれているのである。実際には、和泉式部歌は自動詞「たつ」を「たたじ」の形で用いた例とはいえず、「た、ずなり」は不断となりたるといふ心なり」という結論を導くには飛躍があるが、ともかくも、『秘聴抄』などが和泉式部歌を挙げた意図そのものは具体的な証拠に基づく考証にあったといえる。

一方で、『六卷抄』『為忠注』は様相が異なる。

『六卷抄』巻一裏書（以下、資料中の括弧内の注記は稿者による）

民部卿入道（為家）ニ古今ヲヨミシ時、本ラバ為世ヨミ、議ハ禪門（為家）被授シニ、フジノ山ノ煙ハ不断ト授シニ、彼卿（雅有）云、「文粹ニモタエタルト見エタル事ノ候ヤラン、又、不立トテハ心得ラレタルヤウニ候」トイヒ出シタリシ程ニ、「イサト

ヨ、当流ハ不断也。古歌ニモ『サビシサニ煙ヲダニモタ、ジトテ柴オリクブル冬ノ山里』トコソアレ」ト答テ、ヨニアシゲナリシ程ニ、「イヤ〜」トテ曆ノ様ニ卷タル物ニ聞書ラセシ也。

『六卷抄』では、為家から飛鳥井雅有への伝授の際のエピソードの中で和泉式部歌が現れる。「文粹」<sup>8</sup>との齟齬や文脈との整合性から不断説に疑いを差し挟む雅有に対して、為家は和泉式部歌を示した。具体的な根拠に基づく考証としては、和泉式部歌は「言語表現としての成立可能性」を示すに過ぎず、雅有が指摘した問題点を直接的に解決することはできないはずであるが、雅有は引き下がっている。まるで和泉式部歌から不断説そのものを論証することが可能であるかのようにあり、証歌としての機能が考証可能な範囲を超えて広がっていると見える。また、エピソードの中で和泉式部歌を引用するのは為家であることにも注意したい。

『為忠注』

富士煙の事、不立の義を立申説さま、書をき侍れど、猶庭訓はまさしく不断の義なり。証哥に「さびしさにけぶりをだにもた、じとて柴おろくぶる冬の山里」、此哥を証拠に申され侍し。かば、うたがひなくたえぬけぶりの義なるべし。

『為忠注』は、右に引用した箇所直前に不立説が記述されるが、それは『古今為家序抄』を粉本とするためである。引用箇所は「庭訓」である不断説について、「不断説の証歌である和泉式部歌を（為家、もしくは為氏など二条家の先人が）証拠として申し上げなされたのだから、間違いなく（庭訓は）絶えない煙の説であろう」という。和泉式部歌が不断説そのものの証歌として意識されていない

ば、成り立たない議論であろう。また、和泉式部歌が、家の先人によつて用いられたと考えられていたこともうかがえよう。

『六卷抄』と『為忠注』は、和泉式部歌に相伝の権威を見出しつつ、考証として成立する範囲を超えて、不断説そのものの証歌として扱っているといえる。<sup>11</sup> となると、『秘聴抄』『略抄』と、『六卷抄』『為忠注』とでは、説の出所は同じ二条家ながら、あくまで実証的な考証の根拠として扱うのか、それとも不断説の正当性を象徴する証拠として扱うのか、やや相違があることになる。

二条家内における和泉式部歌の扱いに相違が生じたのは、当初は実証的な考証を意図した証歌が、次第に不断説そのものを根拠づける証歌として意義がずらされたためと考えるのが自然であろう。ただし、このような扱いの相違は、為世の世代か、それとも彼の孫世代かという伝授者の世代の相違とは一致しないため、単純に世代の違いに帰するわけにはいくまい。おそらく、不断説そのものの証歌へと扱いがずらされた後も、相伝する相手や場合によつては、考証のための証歌として、原点に立ち戻つて説明することがあつたのではなからうか。二条家内における和泉式部歌は、相伝の権威を背景とした不断説の証拠として扱われつつも、基本的には「言語表現としての成立可能性」を示す証歌であつた、と考えておきたい。

### 三 論理展開 (一)

為世の孫世代が関与した『為忠注』『略抄』における不断説の説明は、前節でそれぞれ引用した箇所がその全文である。これらを文面

通りに解釈すれば、為世の孫世代は、不断説の正当性を導き出すための具体的な論拠として和泉式部歌のみを提示したことになろう。しかしながら、和泉式部歌が基本的に「言語表現としての成立可能性」を示す証歌であるとなると、これでは不断説が妥当である可能性を示したにすぎず、対立する不立説を排除することはできないため、不断説の正しさを決定付けるには至らない。そのような、いわば不完全な論証に基づく証歌が、たった一つの不断説の論拠として挙げられるに至つたのはなぜであろうか。

そこで、そもそもの発端である庶流との論争時点での二条家説が、いかなる論理を展開していたのかを考えてみたい。庶流との論争当時の二条家説に基づく古注には、『六卷抄』『古今秘聴抄』の他に、為世の説を受けて浄弁が著した『浄弁注』<sup>12</sup>がある。これらの三書を話題ごとに整理することで、当時の二条家の主張の骨子を明らかにすることができよう。

まず、最もシンプルな『浄弁注』を要約すると次のようになる。<sup>13</sup>

① 為兼と為相は訴訟のため下向した鎌倉において、不立説を主張した。そのうえ為相は「時しらぬふじの煙も秋の夜は月のためにやた、ずなるらん」と不立説に基づく歌を詠んだ。<sup>14</sup>

② 物を書くには「与奪」の方法があり、「あたへていふ」<sup>14</sup>とき、富士の煙は絶えず立つても、また立たないことがあつても、歌に「煙が立つ」と詠まれてきたので、それらの歌で心を慰めるのである。庶子はこのようなことすら知らない。

③ 鎌倉で、為家の門弟であつた関戸丹後入道(安達頼景)<sup>15</sup>が書状を披露した。それは、入道が富士の煙について阿仏尼に尋ねた手紙

に為家が返信したもので、不断説を家説として教えるとともに阿  
仏尼に尋ねたことをたしなめる内容であった。

①・③は『六卷抄』『秘聴抄』にも同様の内容が見られ、三書に共  
通する一方、「与奪」の方法を用いて不断説による本文解釈を試みる<sup>16</sup>  
②は他の二書に見えず、「浄弁注」独自の内容である。また、『六卷  
抄』もしくは『秘聴抄』にあり、『浄弁注』に無い話題はそれぞれ次  
の通りである。

『六卷抄』

④「今は」から続く文脈の解釈 ⑤「基俊の歌合判詞から考証す  
る実際の噴煙の状態」 ⑥「為家の伝授についての飛鳥井雅有の証  
言（和泉式部歌あり）」

『秘聴抄』

⑦「口伝のない人は不立説を探る」 ⑧「煙が象徴する吉凶」 ⑨  
「た、ずなり」語釈（和泉式部歌） ⑩「不立説で歌が詠まれた前  
例はない」 ⑪「延喜ころに煙が絶えたことはない」 ⑫「為家の伝  
授についての雅有の証言」 ⑬「庶子の相伝実態」

これらを内容別に分類すると、「為家からの相伝」(⑥⑦⑫⑬)、「不  
断説による解釈」(④⑧⑨)、「その他の不立説否定の根拠」(⑤⑩⑪)  
に三分できる。『浄弁注』独自の②は、「与奪の説」を持ち出すこと  
で仮名序の文脈の整合性ある解釈を試みており、その目的からすれ  
ば「不断説による解釈」のうちに加えられるよう。三書でそれぞれ説  
明方法は異なるが、「不断説による解釈」も共通した内容として備え  
ていることがわかる。

三書に共通する要素は、「庶流は不立説」「為家の説が不断説であっ

た証拠となる丹後入道の書状」「不断説による解釈」にまとめられる。  
これらが二条家説の骨子であったと仮定すると、その論理展開は次  
のように考えることができる。まず「庶流は不立説」であることを  
確認したうえで、為家相伝の説が不断説であることを証拠となる「丹  
後入道の書状」の存在によって示し、不立説は相伝の説ではないと  
明かす。もちろん相伝の説が正しいことは前提であるため、庶流の  
相伝の不備とともに不立説の否が確定する。こうして「不立説は為  
家相伝の説ではなく、誤り」という前提によって不立説を排除した  
うえで、「不断説による解釈」によって不断説での解釈が可能である  
ことを示し、結論を導いていたのであろう。

以上のように庶流との論争当時の二条家説を仮定すると、『略抄』  
などが和泉式部歌のみを用いていたことは、「不立説は為家相伝の  
説ではなく、誤り」という前提が省略され、和泉式部歌による「不  
断説による解釈」のみが残ったものと捉えられるのではなからうか。  
言い換えれば、既に為家の孫世代では、本来前提となっていたはず  
の「庶流の相伝不備とそれに伴う不立説の否定」を説くことが必須  
ではなくなっていたということである。

無論、二条家と庶流の対立は為忠らの世代以降も継続する。ただ  
し、京極為兼は『玉葉集』の撰者を任命して勅撰和歌集編纂の実績  
を得たほか、京極家・冷泉家ともに公武の歌壇の指導者として着実  
に地歩を固めていた。庶流が既に歌道家として自立していたとな  
ると、もはや為家からの相伝の不備のみをもって庶流の説を批判する  
ことは難しかったであろう。また、庶流批判の内容自体が周知のこ  
ととなっていたのかもしれない。「庶流の相伝不備とそれに伴う不

立説の否定」が、不立説への批判としてそれほど有効ではなくなっていたことが、庶流批判という前提の省略を招いたのではなからうか。

#### 四 論理展開 (二)

為家からの相伝の有無に立脚した庶流批判の有効性が薄れたために省略が起ったと考えるにしても、なぜ和泉式部歌のみが残り、同じ「不断説による解釈」を説く②、④が残らなかったのかという問題がある。それどころか、論争当時の二条家の論理展開に拘らなければ、和泉式部歌よりも有効に機能する可能性を持った論拠さえも存在した。

『秘聴抄』(三節⑤に当たる)

又、絶煙とて禁忌事也。万葉にも貧家の事いへるにも「煙絶て」とよめり。又、仁徳天皇御哥にも「煙たつ民のかまどはにぎはひにけり」とよみたまへり。此等をおもふに、此序の祝の所にかきたりを見ゆ。いかゞたえぬけぶりをいまくしう「たえた」とはいふべき。他流之説旁以不足信用歟。

『秘聴抄』は、「煙たたずなり」が、仮名序の中で「祝」を述べる文脈にあることを前提とする。そして、「貧家の事いへる哥」(『万葉集』「貧窮問答歌」か)などを例に、竈の煙が民の豊かさを象徴することを示し、それを富士山の噴煙に当てはめることによって、煙が立つ＝吉祥となることから不断説を支持する一方、煙が立たない＝不吉である不立説を排す。この説は不断説を支持すると同時に不立

説を排除するため、不立説を排除することができない和泉式部歌よりも、有利な議論を展開する見込みがある。また、当時は勅撰和歌集の政教性を強調した『古今集』理解が受け入れられていたことからすると、治世への祝意を根拠とした説明にかなりの説得力があったことも想像できる。

同様の説は二条家の断絶以降の注に見られる。一節で掲げた『董蒙抄』は、二条家説を「けぶりの断は禁忌なるうへ、和泉式部が哥に「さびしさに煙をだにもた、じとて柴折くぶる冬山里」とあり。『た、じ』は不断の心なれば「た、ずなり」と云心同といへり」と要約していた。不立説を否定した上で「不断説による解釈」を和泉式部歌によって示すという二条家の論理展開を端的にまとめているが、不立説を否定する根拠は相伝の不備ではなく、「けぶりの断は禁忌」であることに変えられている。自らの卓抜した学才によって歌道家説を相対化することができたであろう兼良にとっては、相伝の有無よりも煙が象徴する吉凶のほうが説得的であったであろうか。

さらに、後の『両度聞書』(東常縁述示祇著)でも、「今は富士の山も煙たたずなり」とは「名だかき山におもしろき煙のたえずたつをよるこばしくおもふ義也」と説く。煙と吉凶の相関を明言しないものの、噴煙が立つことに喜ばしさを見出す点で『秘聴抄』の説を受け継ぐ説であるように思われる。『秘聴抄』から時代としてはやや離れる『董蒙抄』や『両度聞書』に同類の説が見られるのは、煙と吉凶に相関を見出す説に、中世を通じて説得力があったためであろう。



しかしながら、より説得力をもって不断説へと結論を導くことができるであろう論拠があつたにも関わらず、実際に二条家を選択したのは、和泉式部歌を証歌とすることであつた。ここから考えられるのは、和泉式部歌は不断説の妥当性を直接に論証するという観点のみから選択されたわけではなかつたのではないか、ということであろう。不断説そのものを論証する目的でも、庶流批判の省略と「仮名序本文の解釈」の残存でも説明しきれないとすると、二条家が和泉式部歌を選択した理由はどこにあつたのであろうか。

注意しておきたいのは、和泉式部歌と、和泉式部歌以外の論拠である、煙が象徴する吉凶や、②「与奪の説」④「今は」に接続する文脈の解釈」とでは、論証しようとする対象が決定的に異なつていくということである。前者は用例から「言語表現としての成立可能性」を示そうするのに対して、後者は不断説を仮名序本文に当てるためた場合に読み取れる文意を解説しようとするか否かが異なつていく。前後の文脈との整合性を問題とするか否かが異なつていく。いくつかの論拠の中から和泉式部歌が選択された理由は、ここに隠されているのではなからうか。

## 五 不立説との関連

和泉式部歌が必要とされた理由の所在がおぼろげながら見えてきたが、二条家とその周辺の注からわかるのはここまでである。そこで、不立説の主張も含めて考えてみたい。次の『大江広貞注』(以下、『大江注』)は冷泉家の立場から付注しており、不立説がいかなる議

論を展開していたのか参考にてできる。

当家に不立と云事は、先にいふがごとく、歌は実を以て先とすべきものなれば、当時立たざるうへは、立たざるにまかせて不立と云也。そのうへ、光孝、宇多の比は、彼山のけぶり立たざりしかば、貫之が心にも、不立と書く也。彼心にまかせて不立と云也。さればこそ、かみにいひつる言葉を転じて、今は富士のけぶりも立たず、長柄の橋もつくと聞く人は、歌に昔よみ置いたるを見てなくさみけると云り。不立にてこそ、その心もうつくしく足りて見え侍れ。されば、当流には立たずとならふ也。<sup>18</sup>

噴煙が途絶えていた状態に従つて書かれた仮名序の文意を説くことに、「そのうへ」以降、注文の大半が割かれている。文脈との整合性は不断説にとつて大きな障害であつたが、逆に不立説にとつては有利な論点であり、最大限に主張すべきであつた。

もう一点、『大江注』では「現今煙は立つていない以上、不立が正しい」という論拠が示されている。そもそも二条家でも、庶流は現今の噴煙の実態をもとに不立説を主張したと考へていたようである。二条家の源承の著作『源承和歌口伝』は、不立説について「異説ありとも聞侍らざるに、阿房あづまへくだり侍ける道にて、富士のけぶりた、ずとよみて侍き、かのながれをうけたるともがら、いまはた、ずと執せるにや」と述べる。<sup>19</sup>不立説は為家の相伝に基づかず、「あづまへくだり侍ける道」での阿仏尼の言行に依存しているといふのである。

源承が踏まえたのは、『十六夜日記』の次の箇所であろう。

富士の山を見れば、煙立たず。昔、父の朝臣に誘はれて、「いに鳴海の浦なれば」など詠みし頃、遠江国までは見しかば、富士の煙の末も、朝夕たしかに見えしものを、「いつの年よりか絶えし」と問へば、さだかに答ふる人だになし。

誰が方になびき果ててか富士のねの煙の末の見えずなるらむ

古今の序の言葉とて、思ひ出でられて、

いつの世の麓の塵か富士のねの雪さへ高き山となしけむ

朽ちはてし長柄の橋を作らばや富士の煙もたたずなりなば<sup>20</sup>  
『十六夜日記』は、冷泉為相の母阿仏尼による、二条為世との訴訟のために鎌倉へ下向した際の紀行文である。富士山の噴煙が絶えている様子を見て、阿仏尼は「古今の序の言葉」を連想し、歌を詠んだ。はつきりと仮名序の「今は富士の煙もたたずなり」の解釈を提示したわけではないが、噴煙が上がらない現実の有様と仮名序を連想によって結び付けたことは、さりげなく不立説を主張したのだと考えてよいであろう。不断不立の論争では、噴煙の実態を仮名序の解釈に組み入れるか否かに論点の一つがあったのである。

先の『大江注』は「歌は実を以て先とすべき」という固有の倫理的観点に立っているが、かかる観点から離れても、現実には噴煙が絶えているという富士山の実態が、不立説により説得力があるような印象を与えることは想像に難くない。噴煙の実態が持ち出された場合、二条家は弱い立場に立たされたであろう。

以上、仮名序本文の文脈上の整合性、当時の噴煙の実態の二点は、不立説が有利になる論点であった。二条家にとっては、これらが論

点になるのはなるべく避けたい事態であったと考えられる。しかし、実のところ、これまで本論が洗い出してきた不断説の論点の多くはこれら二点に繋がっていく。和泉式部歌と交代する可能性があった②「与奪の説」④「今は」から続く文脈の解釈⑧「煙が象徴する吉凶」は、仮名序の文脈の説明を試みるものであった。また、論争当時の二条家説の論点の中には、⑤「基俊の歌合判詞から考証する実際の噴煙の状態」⑪「延喜」ごろに煙が絶えたことはない」といった仮名序執筆当時の噴煙の状態の考証もあったが、同時代の噴煙の実態に議論が及ぶのを防ぐためには、噴煙の状態の考証自体も避けるべきであったかもしれない。

こうして不立説に有利に働かない論点を排除し、かつ庶流批判の意義が低下しているとすると、論争時代に提示された不断説の根柢のほとんどは引き合いに出すことができなくなる。ただし、「言語表現としての成立可能性」の証歌である和泉式部歌のみは、仮名序の文脈との整合性や噴煙の実態とは関連を持たない。不立説を利用する方向に論点が展開する可能性を案じる必要はなかったはずである。そのみならず、和泉式部歌によって提示される「言語表現としての成立可能性」が注説の中で大きな割合を占めるとすると、反比例して他論点のウェイトは下がり、結果として、文脈との整合性など不断説にとって不利な論点の印象は薄まることになる。二条家が和泉式部歌を必要としたのは、その論証対象が不断説に不利な論点と関わりを持たず、むしろそれらの論点の重要性を減殺するように機能するためではなからうか。

二条家説における和泉式部歌が以上のような機能を背負っていた

とすると、二条家が用い続け、「為家が用いた」などという権威づけが行われるに至ったことにも得心がいく。和泉式部歌を証歌とするこの裏面には、不断説を主張しつつ、対立する庶流が主張する不立説を黙殺するという、練り上げられた行論があったことが想定されるのである。

## おわりに

本論では、『古今集』仮名序の一節「今は富士の山も煙た、ずなり」の解釈について、二条家が主張した不断説の内容を分析し、和泉式部歌が証歌として不可欠となる過程を辿ってきた。当初の庶流との激しい議論の下では、和泉式部歌が示す「言語表現としての成立可能性」は多岐に渡る論点の一つに過ぎなかった。しかし、庶流が歌道家として自立していく中で、為家からの相伝の有無のみによる批判の効果は薄まり、それに随って関連する論点も脱落した。一方、和泉式部歌は、仮名序本文との文脈上の整合性や富士山の噴煙の実態といった不断説に不利な論点と関連を持たず、むしろ和泉式部歌を論点の中で強調することによって、それらの論点の印象を減殺することができた。このため、二条家にとって和泉式部歌を用いた論証は不可欠なものとなり、二条家外まで知られるようになったのであった。ただし、二条家外の人々がその目的まで知悉していたとは考えにくい。二条家外の注に関しては、一節で述べた通り、二条家説を型通りに踏襲したと考えるべきであろう。

以上のことが、証歌として引用された和泉式部歌を追うことに

よって見えてきた。はじめに提示した論述方法の変遷の問題から言えば、和泉式部歌が受け継がれた契機は二条家説の展開にあり、具体的証拠に基づく考証によって形成された説が相伝されたと説明することができる。和泉式部歌は、注本文には現れない考証過程が存した指標であったといえよう。

本稿で取り上げることができたのは一例に過ぎない。しかしながら、引用歌に注目することによって引き出される注釈の背景は、論述という面から古注を少しでも深く読み解くための、手掛かりの一つとなりえるであろう。

## 注

- 1 浅田徹「歌学と歌学書の生成」(院政期文化研究会編『院政期文化論集 第二巻 言説とテキスト学』、平成一四年、森話社)。
- 2 本文は、片桐洋一『中世古今集注釈書解題 三下』(昭和五六年、赤尾照文堂) 翻刻による。
- 3 『秘聴抄』は、為兼為相をはじめ世間の人々は皆不立説が正しいと思っているが、為世のみが庭訓である不断説を相承する旨を述べたうえで、不立説について「これは文のま、なり。尤かやうに心えぬべき物也」という。一見正しい不立説を乗り越えて真正の不断説にたどり着くには、相伝が必要であるという主張であろう。
- 4 例えば、本稿で扱う和泉式部歌同様に証歌とされる和歌についていえば、『二条為忠古今集序注』では他になく、一条兼良『古

今集童蒙抄』では他に一首しかない。  
5 以下、表内で注記を必要とするものについて列挙する。

『六卷抄』には本注の他に裏書があり、書かれた時期や性質の差など明らかにっていないことも多いが、本稿では『六卷抄』全体を扱う。

『略抄』は、二条為重筆の注釈書で、従来の『為重注』あるいは『兼好注』である。伊倉文人氏によれば、兼好法師の著作とは考えられないとともに、為重が原著者ともいえないとされる（伊倉文人「為重注と兼好注——南北朝期の二つの古今集注釈書の関係について——」『和歌文学研究』第一〇九号、平成二六年一二月）。本稿では、おそらく二条家由来で、少なくとも為重時点に遡れる注として扱う。また、『略抄』は不断説の直後に「或説」として不立説を述べるが、『為忠注』ほか多くの注釈書と同様に『古今為家序抄』に基づいたためであろう。

『破窓不出書』は宮内庁書陵部蔵、目録資料名「破窓不出書」（架蔵番号五〇二・三八七）を、『東家極秘』は同じく宮内庁書陵部蔵、目録資料名「古今秘伝集」（鷹・三八〇）を、それぞれ電子画像より参照した。

6 本文は、武井和人、西野強『古今集古注釈書集成 一条兼良自筆古今集童蒙抄』影印付校本古今三鳥剪紙伝授（平成二五年、笠間書院）所収の影印による。私に翻刻し、読みやすく整えた。例えば、飛鳥井雅縁『諸雜記』は、三流に分かれた為家の子孫の歌風や歌学上の相違について「他家として証判すべき事に待らねば、此人々子孫事、あながち申たて待べきにあらず」と

いう。また、東常縁述宗祇間書『両度間書』も、不断不立については他家であることを理由に詳述していない。

7 『本朝文粹』所収の都良香「富士山記」か。ただし、噴煙が絶えたという記述はない。

8 本文は、東山御文庫蔵、勅封、六、三、一、六、目録書名「二条為忠古今集序注」をマイクロフィルム紙焼写真により翻刻し、適宜読点などを付した。一部、慶応義塾大学蔵本により本文を改めた箇所がある。

9 小川剛生「中世和歌史の研究 撰歌と歌人社会」第一部第四章（平成二九年、塙書房。初出は「南北朝期の二条家歌人と古今集説——東山御文庫蔵『二条為忠古今集序注』をめぐって——」『明月記研究』第三号、平成一〇年一月）。

10 『六卷抄』に残された二条為明の説と『為忠注』の説は、互いに共通する場合があることが指摘されている（注10小川前掲書）。本節における『六卷抄』引用箇所は為世からの聞き書き部分の一部であるが、『為忠注』と関連するか。

11 以下の本文の引用は深津睦夫『古今集古注釈書集成 浄弁注内閣文庫本古今和歌集注伝冬良作』（平成一〇年、笠間書院）による。

12 便宜のため、私に番号を付した。『六卷抄』（本注・裏書を含む）『秘聴抄』についても同様である。なお、各注釈書内で重複する内容を適宜統合した。

13 ある説を「与」「奪」の二通りの方法で批判する論法は主に仏典に見られる。この論法に関連するとすれば、『浄弁注』の「あた

へていふ」とは、説を厳密に批判する「奪」に対して、厳密さを緩め、実態に適合するように解釈を拡大することを指すと考えられる。

15 「関戸丹後入道」の考証は、小林一彦「京と鎌倉——弘安・正応期の和歌と風景——」（『京都産業大学日本文化研究所紀要』第六号、平成一三年三月）に詳しい。

16 『浄弁注』では鎌倉での訴訟の後となっているが、『六卷抄』『秘聴抄』では鎌倉下向の折に將軍に伝授した際のこととなっており、『延慶両御訴陳状』も後者と同様である。鎌倉という場所の共通性から、『浄弁注』では細川庄をめぐる裁判に付会されたか。片桐洋一『中世古今集注釈書解題 一』（昭和四六年、赤尾照文堂）など。

18 本文は、『京都大学国語国文学資料叢書 古今集註』（新井栄蔵、田村緑翻刻、昭和五九年、臨川書店）による。ただし読みやすさのために表記を整えた。

19 本文は、『源承和歌口伝研究会「源承和歌口伝注解」（平成一六年、風間書房）による。

20 本文は、『新編日本古典文学全集 中世日記紀行集』（平成六年、小学館）による。

21 注15小林論文は、不断不立の論争について、和歌に詠み継がれてきた形式的な風景と実際の景観との隔たりという叙景歌の問題から論じている。

例えば、実証的な方法で知られる契沖も、「富士の煙、いつより絶たりとはしらず。…（中略）…平家物語に、文覚上人彼山に

ものぼられしよしあるは、山も、えず煙も絶たる故なるべし。今現に煙なし」（『古今余材抄』）と、現在は噴煙が立っていないことを支証として文覚が登山した時点の考証を行っている。もし、同様の論法が『古今集』時点にまで及ぼされたならば、現在の噴煙の実態は不立説の裏付けとなりえるであろう。

23 同様に、議論の中で論点の操作が行われた事態に、次のような例を挙げることができる。勅撰和歌集撰者の座をめぐる為世と為兼との一連の相論について、為兼を撰者を含む永仁勅撰の企画の不吉さを主張した為世の主張は、為兼が為世の以前の言動を持ち出して撰者の競望を封じたため、争点を移したものと推測されている（注10小川前掲書第一部第二章、初出は「歌道家の人々と公家政権——「延慶両御訴陳」をめぐる」、兼築信行・田淵句美子編『和歌文学会論集 和歌を歴史から読む』、平成一一年、笠間書院）。

〔付記〕

『為忠注』は、引用箇所以降に『六卷抄』⑤に一致する内容が続く。ただし、引用箇所以降は「庭訓は不断説である」ことを論じていると考えられるため、本論で着目する不断説の当否を論じた箇所のみを引用した。

また、本論文は、平成二八年度北海道大学国語国文学会大会の口頭発表を元に行っている。席上で貴重なご教示を賜った。記して深謝申し上げます。

(Mitsuo Oka) としこ・北海道大学文学書館特定専門職